

会議名 第21回豊島区基本構想審議会

詳細 - 企画課 電話03 - 3981 - 4204

附属機関又は 会議体の名称		第21回豊島区基本構想審議会
事務局(担当課)		企画課
開催日時		平成17年10月28日(金)18:30~20:30
開催場所		議員協議会室
出席者	委員	森田 朗(東京大学大学院院長) 金井利之(東京大学助教授) 渋谷 秀樹(立教大学教授) 恒吉僚子(東京大学助教授) 宮崎牧子(大正 大学助教授) 四阿知子(一般公募) 伊藤榮洪(教師) 高橋明宏(一 般公募) 三井菜摘(一般公募) 本橋弘隆(区議会議員) 木下 広 (区議会議員) 小林俊史(区議会議員) 小林ひろみ(区議会議員) 吉田 敬(区議会議員) 今村勝行(収入役) 日高芳一(教育長) 以上出席者16名(敬称略) 欠席者4名
	幹事	政策経営部企画課長、同財政課長、同行政経営課長、同広報課長 同施設再構築・活用担当課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、商工部長、清掃環境部長、 保健福祉部長、健康担当部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、 都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員 会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長
公開の可否		公開 傍聴人 1人
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第		案件 1. 開会 2. 議事 (1) 「施策の方向」の修正について(小委員会報告) ・ 1 - 2 高齢者・障害者の自立支援 ・ 3 - 1 心ふれあうコミュニティの形成 ・ 5 - 2 魅力ある都心居住の場づくり (2) 「重点施策」の選定について(小委員会報告) (3) 「成果指標」の選定について(小委員会報告) (4) 「新たな地域経営の方針」について(小委員会報告) (5) 今後の審議会運営について ・ 審議スケジュールについて ・ 「新規重要事業」(「公共施設の再構築」を含む)の取り扱 いについて

1. 開会

事務局： それでは、定刻になりましたので、ただいまより第 21 回基本構想審議会を開催させていただきます。

本日でございますが、B 委員、I 委員、Q 委員よりご欠席のご連絡をいただいております。また、J 委員、K 委員、P 委員におかれましては少し遅れるということでございますので、会議の方を始めさせていただければと思っております。本日の資料でございますが、事前にお配りしたのもございますが、本日 3 点資料を配付させていただいております。1 点目が、正誤表でございますが、先般ご配布いたしました厚い冊子の 27 頁の表記が一部誤っておりまして、その関係でございます。それから 2 点目が、「成果指標一覧」でございます。それからもう 1 点、「これまでの主な協働事業の事例」というのがございますが、これについては本日の議題でございます、4 番目の「新たな地域経営の方針」の際にあわせてご案内したいと思っておりますのでございます。

それでは森田会長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

- (1) 「施策の方向」の修正について（小委員会報告）
 - ・ 1 - 2 高齢者・障害者の自立支援
 - ・ 3 - 1 心ふれあうコミュニティの形成
 - ・ 5 - 2 魅力ある都心居住の場づくり
- (2) 「重点施策」の選定について（小委員会報告）
- (3) 「成果指標」の選定について（小委員会報告）
- (4) 「新たな地域経営の方針」について（小委員会報告）
- (5) 今後の審議会運営について
 - ・ 審議スケジュールについて
 - ・ 新規重要事業（「公共施設の再構築」を含む）の取り扱いについて

森田会長： それでは、第 21 回の基本構想審議会を開催いたします。本日は、次第にございますように五つの議事がございます。一つ目が「施策の方向」の修正について、二つ目が「重点施策」の選定について、三つ目が「成果指標」の選定について、四つ目が「新たな地域経営の方針」について、最後に、今後の審議会運営について、その五つでございます。1 番目から 4 番目までは 9 月から 10 月の小委員会で検討いただきました内容の報告でございます。また、そのうち一つ目、二つ目につきましては、前回 7 月の全体会におきまして既にお出しいただき、そのときの意見を踏まえまして、さらに小委員会でご検討いただいたものでございますので、それについてご報告をいただき、本日はその了承をいただければと思っております。

3 番目、4 番目の議題につきましては、今日新たに提案させていただくものでございまして、これについては今日、その提案に基づいてご審議いただき、

最終的に本日は承が得られない場合は、これについての結論は次回以降に持ち越したいと考えております。

それでは、審議に入ります前に、前回から時間がかなり経過しておりますし、改めて事務局から基本計画の構成につきましてご説明いただきまして、その後本来の議事に入りたいと思います。

それでは事務局、ご説明をよろしくお願いいいたします。

事務局： 会長、その前に、傍聴についてお諮りいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

森田会長： これは今までのこちらの規則では、どうなっておりますか。

事務局： この会議の中で諮った上で、ご承認いただければ傍聴を許可するという形でございます。

森田会長： 皆さん、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

一同： 結構です。

森田会長： それでは、承認いたしますので、どうぞ。

事務局： ありがとうございます。

<資料(「新たな基本計画の策定に向けて」2頁～3頁)に基づき説明>

森田会長： ありがとうございます。ただいまのご報告について何かご質問等ございませうでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進行させていただきます。1番目の「施策の方向」の修正について審議に入りますが、これにつきましては小委員会委員長の金井委員よりご説明をお願いいたします。

金井委員： 選定小委員会の金井でございます。私たち小委員会では、前回全体会で議論いただきまして、それを受けまして、9月30日と10月6日と10月12日の3回ほど小委員会の審議を精力的に行ってまいりました。この間、「施策の方向」の修正、「重点施策」の選定、「成果指標」の選定、さらに「新たな地域経営の方針」、この4議題につきまして非常にハードな内容でございますが審議してまいりましたので、そのことについてご報告させていただきます。

次第にありますように、最初にまず「施策の方向」の修正ということでございます。これにつきましては、3点ほどございますが、詳細説明については事務局の方にお願ひします。

事務局： <資料(36頁、88～89頁、120～121頁)に基づき説明>

森田会長： それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見いかがでございましょうか。一応、前回全体会に出されました意見を踏まえた上で小委員会の方でご検討いただいた修正案でございます。

〇委員： 文言の補充であったり、こういう考え方でこういうふうに分けたんですよという説明であったが、大事なものは、この基本計画をこういう形で表現して、分

けて、そして重点施策、成果指標とか、そういうふうにしたときに、何がどう具体的にこの基本計画で方向づけられるのかというところがよくわからない。ですから、今ここで「こういうふうに分けたんです。どうですか」と言われても、ちょっと意見が言えない。實際上、おかしいじゃないかというのは、重点施策に入らないものはどうなんだとか、そういうところの方がすごく大事なような気がしている。改めて次のところで「重点施策」の選定についてとか、「成果指標」の選定についてとあるので、そこで何うことになるかと思います。それがないと、こういうふうに分けましたというところの意図がわかりにくい。

森田会長： ただいまのご意見について。

金井委員： 基本構想から始まりまして、基本計画を定めるというのは、将来細かい、〇委員さんがおっしゃったような議論をするときも、議論の土俵をつくるというところであります。つまり最初から細かい話をする場合、一体何を前提に、どういうふうに折り合いをつけましょうかという話が見えてこないの、やはり大きな全体的なバランスとか、いろいろなことを考えながら、さらに最初にこういう方向で行こうじゃないかという大まかな合意を含めた上で具体論に入っていく。そうしませんと、予算でもはっきりいって最後決まりません。具体的に何を入れるのかという話までいかないと、全然意味がないのですが、それをいきなり始めると、どうやって公平なのか、どうバランスをとるのか全然話がつきませんから、そういうことで計画というのは基本構想から始まりまして、だんだん大きなところから少しずつ合意を積み重ねながら絞っていくという話です。〇委員さんがおっしゃることは全くもったもですが、と同時に大きな方向から詰めていきませんと、具体論がわからないというのは全くそのとおりですが、むしろここで決めた大きな方針に従って、議会では予算の審議とかやっていただければありがたいと思いますし、そうなるであろう。あるいは、個別の協議委員会であるとか、あるいは各事業もそういうところで展開されていくのかなと思います。方向づけと土俵を決めて、さらに細かく議論しましょうというときの最初の前提を作っていく作業かなと思っています。

〇委員： やはり私などは基本構想を作るとき、今区民の状況がどうなっているのか、今問題点は何なのか、どういう方向にすればいろいろな問題が解決できるか。特に考え方としては、自治体というのはそこに住む人たちの福祉をどういうふうにするというのが目的だから、そういう形での方向づけというのは何が必要かという、これが一番基本なわけで、私の考え方は、そこから始まっています。だから、こういう基本計画をつくるという積み上げが必要だと私は思っている。逆に、今作り方としては、全体を見ながらずっとこういうふうに来ているが、そうなったときに実際に区民が考えている区民の要望とか、区民のところのこういうふうにしてほしいという部分が反映できるかということが一番大

事だろうと私は思うものですから、多分そこで考え方が違うのかなということだけははっきりしたというふうにだけお話をさせていただきます。

あと、また全体を見たときに、本当にこういう方向づけでいいのかということについては、また質疑をさせていただきます。

金井委員： 私はあまり〇委員さんと変わらないので、区民の福祉から考えていくというのが基本でありまして、小委員会も、あるいはこの審議会の委員も皆さんも、要はいかに区民の要望を言葉に、形にしていくのかということで鋭意努力してきたのではないかと思います。その上で、どう積み上げていくのかという作業なので、それをむしろ議論を戦わせて、これが区民の意見なんだというふうに具体的な形、文言を形にしていけばよろしいのではないかと考えています。

森田会長： かなり根本的な点といえましょうか、これまでの審議の進め方でいいますと、基本構想の段階から豊島区で取り組むべき大きな柱について皆さんでご議論いただいて、整理をして、それからさらにそれをより具体化する形で基本計画のご審議をいただいたかと思えます。本来ならば、それでこういうことをやるというのも1年ぐらい前にお出しするはずだったわけですが、それを実現するに際しまして、財政的な事情からなかなか難しいということで、そこでさらに絞り込みをやっているのが現段階の議論でございます。その意味でいいますと、順番を経て議論をしてきたつもりでございますが、今の〇委員さんの話ですと、そのやり方そのものについて何かご異議があるというふうにも受けとめられるご発言だったのですが、それは現時点でそれをおっしゃるのかどうなのか。

〇委員： 例えば、この間も多少意見が出ていたのは、小委員会の中でも大変議論になっていたという、例えば高齢者の自立支援の中で何を重点にするかというときに、特養ホームを待っている人もいます。これちゃんとやらなければいけないんじゃないかという議論もあった。だったら、例えば考え方としてこの分野だけでも、分野の中に重点項目をつくるというやり方じゃない方法も考えられるのではないかというお話を私はしたし、やはり私も特養ホームの要望は大変強いわけですから、この中でこれを選ぶと、こういうふうを選択していくとなると、こちらが遅れていくのではないかという心配が大いにあると思う。だから、そういうことも含めて、例えば施策の方向の中では、例の区民活動のアンケートの中から出てきた部分の点数化の問題で、本当にこういうふうになっていいのかどうかという部分のご指摘もあったように私は記憶をしている。そういうものも含めて、実際結果的に計画を作ったら、どういうふうになるのかというのが一番私は大事なところだと思うので、そういう観点から見て、先ほど言ったような、例えば介護予防のところは、この重点施策となった。はっきり言いますと、この「介護予防の推進」については、皆さんが部会で議論したときには全然入っていないで、後から入ってきて、そしてそれが重点になって

いく。それは確かに時間が経ってきて、今日的な課題だと言われればそうだけれども、そういうところも含めて、介護予防も大事ですが、本当に区民需要からするならば、特養ホームとかそういう基盤整備は手を抜いてはいけないと私は思っています。それは意見ですから、この施策の方向のこの部分でいえば、その程度にしておきます。

あと一言、言葉として私はよくわからないと思っているのは、「介護予防の推進」で変更になりましたが、「老化を早期発見につとめ」ということ自体ちょっと日本語としては何となく変な感じがするのですが、それはどうなのでしょうか。

森田会長： これはいろいろご意見が出たところを踏まえて小委員会で再度3回にわたって慎重に審議していただいた結果でございますが、その結果について今のように文言の修正その他、十分この前の意見が反映されていないという点があればご質問いただきたいのですが。

金井委員： 日本語としては「老化の早期発見につとめ」の方が流れがよさそうです。変更前が「老化を早期に発見し」というところで、そのときは「老化を」だったのですが、確かに〇委員さんがおっしゃるように「老化の早期発見につとめ」の方が流れがよかったかと。我々も一生懸命議論したのですが、中身の方で、あれを入れようとか、これを入れようとか、こういう言葉を使おうとかいろいろ議論をしていたので、日本語の流れ自体には十分目が回っていなかったかなと思ひまして、大変ありがたい指摘だなと思ひます。

森田会長： ここは「老化の」という形でご修正いただいて、「てにをは」の問題だと思ひます。

事務局： これは事務局のミスでございますので、「の」という形で考えていきたいと思ひます。

Ｌ委員： 「施策の方向」の修正ということで、1-2、3-1、5-2 と出ていて、それとは関わりがないことのご指摘で恐縮ですが、「2-1 子どもの権利保障」というのが55頁に載っております。様々な流れの中で子どもの権利ということが議論されてきたのですが、ただ昨今議会の方では、子どもの権利検討委員会からお出しいただいた条例の素案を果たして区の案としてそのままストレートに上程されていいのかという形の中で議会側と行政の側でいろいろ議論がされている最中ということと、またそれにまつわる陳情も出てきた中で、早期制定をという陳情に対して、まだ早期制定するよりも慎重にこれから集めていくべきではないかという流れが議会の方の意思です。この中でこの計画がこのまま、「分野別計画(素案)」とついているのでまだほっとはしているのですが、このまま議会の動きとは別に基本計画の上ではこのまま55頁のように活字の上で、また内容の点も含めてコンクリートされると困るという思いを持っていますので、この

辺のところの確認をさせていただきたいと思っています。

森田会長： 具体的に何をどう確認を。

L委員： 平たくいうと、子どもの権利というものがこれだけたくさんところにちりばめられてしまっているのかということなんです。他方で、全部だめかということではなくて、子どもの虐待防止ネットワークとか、それはそれで尊重すべきところは持っているのですが、ただ多分に子どもの権利と一くくりにしますと、子どもの自己決定権とかそういったものまで含まれてきて、なかなかまずいのではないかという思いがありますので、その辺どのような絡みで進んでいくのか。まだまだ「分野別計画(素案)」だという形として認識しているのか、その辺です。

事務局： この「2-1 子どもの権利保障」、政策の名称を含めまして、これまで審議会の中でご議論いただいてきた中でこういった名称となってきたと理解をしておるところでございます。ただ一方で、社会情勢、それから議会のお考え、審議会とは別のところでも様々な議論がなされているわけでございますので、この辺についてどうするかといったこと、これまでの議論を尊重すれば、これはこういった方向でということもありますが、そういった別の動きもございますので、もし審議会の方からご審議いただければ、これについてももう少しそういう時系列の中でも再度検討するような形も可能であるかなと。

ただ、時間的に答申までに、今のところ来年の早い時期、1月頃にいたしたいと思っておりますので、そこまでの間でこういった議論ができるかとかありますが、いずれにしても検討することは必要かと思っております。

D委員： 私自身、先ほど出ました、子どもの権利条例検討委員会のメンバーとして策定したという立場から一言お話ししますが、非常に不可解だと思っているのは、子どもの権利を認めることがどうしていけないのかと。これは世界の標準基準というか、先ほど自己決定権という話が出ました。でも、権利の理解が非常にお粗末である。基本的な理解がされていないのではないかと非常にそういう危惧を受けるわけです。自己決定権ということは、当然子どもにも考えさせて、こういうふうにやりたいと考える機会を与えるということで、権利ということは子どもの言いなりになるということでは当然ないわけです。子どもがこういうことをやりたいと言ったときに、大人として、これはちょっといけないですよということを当然行えることができるわけで、親には当然子どもを教育する権利があるし、教育の自由がある。当然のことです。

しかし、ここで言いたいのは、そもそもそういうことを考えさせない状態自体がおかしいんじゃないかという趣旨が子どもの権利条例の基本的な立場。だから、権利を認めると何でもかんでも子どものいいなりになるというのは非常に大きな誤解でありまして、それは権利そのものをもう一度しっかり勉強して

いただいて、そういう発言をしていただきたいと思います。

子どもの権利条例というのはワールドスタンダードであるし、なぜ子どもの権利条約ができたかという、子どものときは非常に弱い存在です。大人がいないと生きていけない。少なくとも子どもを人間として扱いましょうと、ただそれだけのことです。どうしてそれが反対になるかというのは非常に私は不可解で、かつ不愉快だと思っております。以上です。

これは、この審議会の委員のメンバーの意見ということではなくて、権利条例の検討委員会の副委員長として非常に不愉快だということを議事録にしっかりと起こしておいてほしいと思います。かつ、もう一度その話をしますと、子どもの権利条例案というのは区民の各立場の方々、もう何十回という意見を集約しまして、その意見を反映させたものです。ごく一部の人から、そういうのはけしからんということがどうも出ているようで、これは本当に恥ずかしいことだと思っております。ですから、当然これは既に基本構想の中に入っていたこと。入っていたことをさらに具体化するわけですから、今さらこれで何を発展するのかという、その真意を私はここではっきり伺いたいと思います。いかがですか。

事務局： 本日「子どもの権利保障」についてのタイトルも含めましてこの内容につきましては、今現在、区の方で確かに子どもの権利条例の制定に向けた検討を進めているわけですが、その動向を踏まえて、ここで権利条例の中身を含めて議論するというのではなくて、今後のそういった区の条例制定の動向を踏まえて、また別途この審議会にその動向をご報告した上でご議論いただければと思っておりますので、本日のところはこの場でこのことについて議論するという、ご意見はいただきますが、これについて深く議論することではないと理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員： 議会の話が出て、議会の流れがこれはあまり条例制定をすべきでないという流れのように受けとめられては困る。確かに今議論は出ていますが、もちろんやるべきだと、私どもは、これは必要であるということで早期決定に賛成ということでやっておりますし、皆さんがずっとやってきたことについても、それから権利のはき違えかどうかという問題についてもよくわかっているつもりでありますので、その辺の誤解はなきように。議会が全部反対して止まっているようなイメージは持たないでいただきたいということだけは申し上げておきます。

金井委員： いろいろこの点、実態内容についてはご議論あろうかと思うが、選定小委員会の委員長の立場として言わせていただければ、ご意見はできるだけまず小委員会の場に言ってもんでいただきたい。今日は形をつくっていく作業をしていますから、一つ一つれんがを組み立てていかないと完成しないので、この部分

はいつまでもずっと障子ばりのままというわけにいかない。手順の問題もごさいますので、できればいろいろなご意見は小委員会でフィードバックしていただく段階で、事務局を通じても構わないのですが、あるいはむしろ事務局にもお願いしたいのは、そういう場であるべく早い段階でもんで、どういう形にしていくのがいいのか、あるいはどういう手順でしていくのがいいのか、ぜひお諮りいただくとありがたいというのが正直なお願いであります。なるべく小委員会のときにいろいろご意見を事前に言っていただくと、それを踏まえて我々もつくれるので、手順としてはなるべく早い段階でお願いできればなというので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

事務局： この部分につきまして、L委員よりご意見をいただきました。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後の区の条例の関係の進め方について十分踏まえた上で、またご報告を別途したいと思うので、本日のところはこれでよろしくお願ひしたいと思っております。

金井委員： 了承しますから、事務局はそういうことを事前に小委員会に諮ってほしいと思います。ぜひよろしくお願ひします。

森田会長： よろしゅうございますでしょうか。結論的にまとめますと、これまで、この審議会でご審議していただいた上で、この部分については了承を得られたということで、残された論点を小委員会におかけして、今日その修正点についてのご承認をいただいているわけでございますので、ある意味でいいますと既に承認された部分について、また議論の蒸し返しになりますと、なかなか結論が出ません。しかしながら、今お話がございましたように、区の別のところで別の方向についての審議がなされている。その形で条例案がもし条例になるといたしますと、これはこのままいきますと基本計画との間で齟齬が生じることになります。その場合にはどう処理をするかというのは、またこれは別途の問題があると思いますが、個々の条例と基本的にいろいろな政策事項をまとめた基本計画とどういう関係にあるのかという、このぐらゐの根本的な問題になろうかと思ひます。ただ原則論といたしましては、条例案ができてから、審議されているからといって、すり合わせもあるかもしれませんが、少なくともそういう形で審議の蒸し返しを随意やっておりますと議論が進みませんし、これまで作ってきた体系も崩れることになりかねません。

したがいまして、ここの部分については、もし条例その他でいろいろと明らかに基本計画と矛盾が生じるような場合には、これはまた別途次回において再検討するという、要するに当初この審議をしていたときに想定されなかったような事態が発生したという一種の事情変更の原則でもって再審議ということがあり得るかと思ひますが、それが明確でない段階には今のまま事務局のお話があったように、原案を前提にしてご処理していただきたいと思ひます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事の一つ目の「施策の方向」の修正については、一部別途手続き等の問題でご意見があるということでございますが、一応小委員会の修正意見についてご了承いただいたものとみなします。よろしゅうございますね。

続きまして、議事の二つ目であります「重点施策」の選定について、この議題についてご説明をお願いいたします。では金井委員長、お願いします。

金井委員： 第2番目が、重みづけをされるといいますか、優先順位を出すという小委員会で最も重要な任務の一つでございますが、「重点施策」の選定ということにつきましてご報告させていただければと思います。かなり分量がございますので、詳細については、まず事務局の方からご説明をお願いできればと思います。

森田会長： それでは簡潔をお願いいたします。

事務局： <資料(36頁)に基づき説明>

〇委員： 選ばれなかったものは後退するということではないというのですが、その保証。やはり重点施策というのは、この間いろいろなところで見ますが、これは小委員会ですが、重点施策をする必要性というのは総花的なところから選択と集中を指向する計画へ転換していくんだと。政策主導型の予算編成を推進するんだと。それで優先順位を明らかにしていくということになれば、やはり優先と、そうじゃないものといったときに優劣がつくわけです。だから、後退しないという保証が私は納得できないし、ではこの先どういうふうにしましょうかといったときに、今お金がないと言っている中で、優先順位をつけていくことは、優先と優先でないものという、優先でないものは削られていくことになるのではないかという問題を繰り返し申し上げて、皆さんもそうじゃないということになったんだけど、それは後退しないという保証ですね。それはやるんだよという保証、やはりそこが予算づけでも、これでそういうものは優先的にやっていくものと、場合によってはできないから置いておくものというふうに、やはりそれはイメージとしてあるのではないかということで、そういう保証は何なのかということが一つ。

それと、もう一つですが、自立支援、自立支援とおっしゃいますが、確かにそういう形で部会の中ではずっと「高齢者・障害者の自立支援」という形でやってきましたが、地域で、今まで住んでいたところで住みたい、それは自宅かもしれない。でも、例えば施設でも、特養は、あのとき介護保険が入ったばかりだったし、例えば特養がある埼玉の方だとか、そういうところは空きがあるからそこに入って、今まで住みなれた豊島区には住めないじゃないかということも含めて特養ホームというのも必要じゃないかと、こういう議論がされてきたように……。私はそういうつもりで議論をしてきた。だから、はっきりいうと、この流れの中で私たちが確かに去年の11月に方向性が変わりました

が、方向性が変わらないようにやってきた議論というものがどこまで生かされているのか、本当にそういう部分がどうなのかというところで、言葉では確かに自立支援だけれども、やはり言葉に、目に見えているところにとらわれているのではないのだろうか、過去の議論は何だったのかと、それをもし自立支援とおっしゃるのであれば、それは何だったのだろうかと私は言わざるを得ないので、今2点申し上げたのですが、一つの先ほどこういうことで後退はしないんだといった保証、つまり重点施策とは何なのか、重点施策を選ぶのは何なのか、こういうところについて改めて伺います。

金井委員： 保証というのは幾つかのレベルがあると思うんですが、金額的な保証というのは今回の基本計画の場合には、財政推計が非常に困難であるということで金額的保証というのはないのですが、恐らく議会ではまず施策の方向として抱えることが保証であるということなのではないかなと理解しております。その上で優先順位をつけるということは、当然書かれているということは保証されているという前提の中で、どういうウェイトづけをするのかということではないかと思うわけです。

その場合にここでいろいろ考え方があると思うが、今回文言をかなり修正したところも一つあるかと思うが、例えば可能な限り制限や制約の少ない状態にするということで、放っておいて何とかすると言っている意味ではなくて、同じやるのであれば、制限や制約の少なく状態をどういうふうに作っていくのかというものも含めて重点的にやっていきましょう。放っておいて動けなくなってからサービスを提供するというのではなくて、そういうものではないような広い意味での介護予防であるということも含めた意味でいろいろなサービスの展開をしながら重点的にやっていこうではないかという方向づけ、まさにそういう方向で頑張りましょう、あるいは頑張れと。行政に対してそういう方でやれということになるわけですが、そういう趣旨ではないかなと。したがって、ウェイトづけをするということと保証をするということは、ある意味で矛盾しないわけです。一定水準は保証するけれども、と同時にどれを優先していくのかということになるかと思えます。しかし、現実的な問題といたしましては、介護予防がうまくいけば のものは少なくできるかもしれない。しかし、 が失敗すれば、 のほうを結果的にはやらざるを得ないということになれば、恐らく現実的には不可避であろうと思うわけでありますが、基本計画としてはなるべく制約の少ない状態で自立した活動ができる方向を目指そうではないかということの施策の方向づけなのではないかなと理解しております。

ただ、もう1点、0委員さんにぜひお願いしたかったのは、先ほど言いましたが、ぜひそういうご意見は小委員会の段階で言っていただけると、形、文言を変えるときにでもいろいろできるわけですが、ご趣旨はよくわかるのですが、

変える場合には、ここで議論する場合はどういうふうに具体的に変えたらいいのか、あるいはやはりこっちをウェイトづけをするのであれば、なぜなのかという話がもうちょっと具体的に平場でできる段階で言っていただけるとありがたかったなど。実をいうと、小委員会としては委員の意見がでるのではないかと私は待っていたのですが、残念ながらそれは毎回事務局に確認していたのですが、できれば手続き的には小委員会のときに言っていただけると、よりよいものができるのではないかなと思います。内容につきましては、前半に申したとおりです。

○委員： その点については前回のときにも大まかには私の方でその趣旨は言ったつもりです。納得できなかった部分もあって、それで今回も申し訳ないけど、ここで変わるというから、そういうふうになるのかなという部分もあったわけです。高齢者の重点施策の選定についてで自立支援の部分でこういうふうになって、でも改めてよく見てみると変わっていないと思っているし、やはりこの間のときもはっきりいうと、何を重点にするかというところの基準も含めてあいまいな部分が多かったのではないかと思います。改めて少し時間を置いて精査をしてみますと、あのときはその日にもらってというところでありましたが、精査をしてみますとそういうところがあるのではないかということです。改めて重点施策というのは何なのか。大変申し訳ないけど、先にもう1回いくと、「成果指標」の選定については、この成果指標というのは何を選ぶのか。例えば、重点施策になったものを選ぶのか、あるいはこの「基本計画の策定に向けて」の中で基本計画の中にあるものを選ぶのか、あるいは計画外の事業というのもありますよね。そういうものを選ぶのか、そういうことも含めて考え方も伺いながら、例えば計画外にあるものでも場合によっては成果指標に入れて、これはもう少しよくしましようという方向が見えるのか、そういうことも含めて歯どめみたいなものが全然見えないし、ということです。

私も小委員会に本当は何えれば一番いいのですが、議会中とかそういうこともあってなかなか伺えなかった点は、そういうふうに言われれば大変申し訳なかったなと思います。私はやはりこの間も言ったと思いますが、介護予防も大事だけれども、自分が参加した第1部会の方で私自身としても議論してきた特養ホームの基盤整備というのは、ぜひ重点の方に入れていただいて、目から離さないでやっていただきたいというのがあったので言った。あのときも多分そういうのがあったので言えたのですが、当日もらって全部というのはなかなか大変なのかなと。今回は先に資料をいただきましたので、改めて申し上げたという次第です。

森田会長： ほかによろしいですか、今のご意見に対して。

金井委員： いずれにせよ精査していただいて、そのご意見を平場で言っていただいて、

やはりこっちの方が重点の方がいいというご意見をいただけるともうちょっとみようがあったのかと思う。それから、この段階で のほうを重点にするか、 のほうを重点にするかということは、ある意味でこれは本当に決めの問題になってしまう。一つ確認しなければいけないのは、書いてあるということは基本的にはまず重要なものであって、それ自体も保証すると。金額的という意味で保証しているわけではないし、そもそも総合計画に金額が入っても何の保証にもならないし、議会予算制度下では当たり前のことであります。これが基本計画の施策の方向であるという保証はまさにここに書かれていることによってなされるわけでありまして、それを議会であるとか理事者は当然配慮して行動されると理解しております。その上であえてどちらを重視するのかということ、これはまさに政策判断、決めの問題でありまして、小委員会でも区民アンケートとか、あるいは様々な理屈であるとか、最近のOECDその他の専門的な知識の内容であるとか、いろいろ総合的に検討して、それは当然前回のこの全体会でのご意見を尊重して、かつ当然0委員さんが言われるであろうことも忖度しながら考えて、しかしなお、やはり広い意味での介護予防というものを重視しようではないかという政策的な選択である。広い意味でのリハビリテーションという言葉を使おうではないかということも小委員会では議論したのですが、それはまた狭い意味で誤解されると困るということで、こういう用語になっている。これについては最終的にどうするのかというのは、合意形成の問題なので、これは本当に全体会でやっていただくしかないかと思うが、小委員会としてはいろいろ議論があったけれども、合意としては でいきましょうということをご提案申し上げているという次第でございます。

○委員： この間も私は、基本的には介護予防も大事だし、特養ホームの基盤整備も大事だということで、できれば両方を重点にさせていただきたいという方向でお話しした。改めて申し上げたい。つまり先ほど若干問題提起をした問題に戻りますが、住宅のところでも二つに分けましたという話がありますよね。多分、部会の中では分けてなかったものを小委員会の中で分けたということなんだろうと思う。それで、もともとは一つの施策の方向としては「ゆとりと安心の住まいづくり」ということで、住み続けられるようにしていきましょうと。誰もが安心して住める。それから、ライフステージに合わせた住まいの確保ができるようにしていきましょう。両方一つの施策の方向として入っていた。だから、例えばいってみれば公営住宅なんかも入っている。それから、民間の住宅のストックをいろいろきちんとファミリー世帯が入るようになっていましょうというのも入っていたんだと思う。ただ、今回はっきりしたのは、これを二つに分けたから、二つに分けてどちらか選りなさいということを実際にされて、重点施策として良質な住宅の供給の方になっている。はっきりいうと、そういう

ふうに見えるんです。本当は両方一緒にして、両方やったっていいと思う。公共住宅と、それから例えば民間の住宅、私はそれを誘導するといっても、資本主義の社会ですからはっきりいって行政が何とかしようとしてもなかなか難しい。豊島区でいえば、今、巣鴨の方でも、本当は商店街として政策をやりたいのに、資本主義の中でマンションの方が儲かるということや、なかなか商業店舗が入店しないから、分譲マンションにすればマンション業者としては利益をとるのもいいだろうということで商店街に14階建てというマンションできてしまっているわけです。

その前の皆さんの議論では両方二つ一緒だったのに、それが分けられて重点化ということになっているところに、やはりどちらかを選択しなければいけないというふうにされてきているのではないか。これは勘ぐりと言われるとそうかもしれないけれども、現実にはそういうふうになってしまっているのではないか。これを見るまではそこがわからない。結果的にどういう経過があって、方向があってなっているかということ、この間全然言わなかったのですが、現実にはそうなって重点化になっていると。そういうところがこういうふうに資料を改めて出していただいて、じっくり読ませていただくとわかるのですが、その日に出されるとなかなかわからないというところがあるんじゃないか。これだけは指摘をさせていただきます。

森田会長： この点、ほかの方いかがでございますか。これまでの審議で申し上げますと、繰り返しになりますが、最初はここで掲げられている施策を一応基本計画の中の要素としてみんな出していったわけですが、今年の今ごろ、財政的な理由からとてもそういうものが出たとしても実現の可能性がないというお話がございました。それならばそういう空しいものをつくってきたということは我々の審議の意味からしましても困ってしまうということで、それならばより実現に結びつく形で一番優先していただくものは何かということについて重点項目を選択をする。そして、それだけは計画にも主要な要素として優先的に取り組んでいただきたいということはこの審議会の方針として決めたわけです。その中で何を重点事項とするかということについて、これは大変難しい問題でございますので、それについてはいろいろなところの意見を聞きながら、もちろん財政サイド、事務局もそうだし、委員会の委員の方もそうですし、そして最終的には、その判断は小委員会の方でお願いするというか、原案を作成していただきたいという形で出てまいりました。財政的な理由があればもっともっと増やすというのは可能なわけですが、言うならば涙をのんで、どれに絞るかという形で小委員会の方で判断いただいたものでございます。

その意味でいいますと、もし小委員会の判断と違うということであれば、どういう形でいいのかという修正案をお出しいただければと思います。その場合

も基本的に選択の問題になるかと思しますので、ご了承いただけないということであれば、これはある意味で価値判断ならば何らかの方法で決めなければ議論が先に進まないかなという気もいたしますが、その点いかがでございましょうか。一応、これも小委員会のご提案を了承したということでもよろしゅうございますでしょうか。

○委員： 私は、やはり重点化といったときに本当に難しい問題だと思うし、この間から、最初のときにも選定委員会の皆さんにお願いをしたものの、やはりこれは削る計画になるんじゃないかと。特に、区の「行財政改革２００４」というのが出て、今度「２００５」というのが出ているわけです。これは、今日の資料には皆さんの方には出ていませんが、先日議会の方には「２００５案」ができました。そういうことも含めて、これを全部言ってしまうとなかなか大変ですが、結局「２００４」の内容が基本計画の中に入ってきている。そして、「２００４」の内容が来年の「２００５」のプランになって、「２００５」のプランが作られていく。それは新基本計画を反映していくとなっている。予算の重点施策にもなっている。予算の重点施策もあるわけです。としま戦略プランもあるわけです。来年度からこれをどういうふうにしていくかという部分もある。だから、先ほどから言っているように、こういう計画を作ったら、何が本当に進んで、何が削られずに済んで、どういうふうになるかという部分がはっきり皆さんの中でしないと、私も本当にそう思いますが、この間見ただけではさっき言ったように、ただ二つに分かれて、この中でこれを重点にしたと言われただけで、前からの計画でいえば結局一つだったものを二つに分けて、そして住宅の方では、公営住宅の部分とこっちに分かれて、結果的にはこちらを重点にするという選択がされているわけです。だから、やはり、そこの部分では、私はもう少し本当にこういう枠をつくってというお話、合意をつくるというお話もよくわかるのですが、それによって実際の施策はどうなるかという部分を私なんかははっきりさせていただきたいと思う。それで改めて事務局に伺いますが、ここで分野別計画の素案というのが出ます。その素案が出て、その中で施策の方向はこういうふうに分かれたとして、重点施策となる。これが今後どういうふうに反映されていくのか、この計画がどういう意味を持つのかについて改めて今の議論も含めてご答弁をお願いします。

事務局： 重点施策の選定でございますが、財源が限られる中で新たな展開をして、新規事業を中心につけていくということで理解をしております。したがって、ここの政策に掲げております施策の方向はどれ一つ重要だからこそ掲げてあるわけでありまして、その中でも特に重要なものについて決めていただきまして、そこに財源を集中していくと。特に新たな展開について集中していくということでございますので、重点施策として選定しなかったものをやめてしまうとい

うことではないということを繰り返しになりますが、その保証という意味ではこの中では具体的にお示しはできませんが、やはりここに掲げたものは区として重点施策に選ばれなかったものについては何もやらない、そういったことではない。必要なものはやっていかなければいけませんし、また場合によっては重点施策の中に続けられた事業であっても行財政改革の中で一定の効率化等を図ることはあるということでございます。

○委員： 削るという、例えば特養でいえば、新たなものをつくるということは新規事業なわけです。今あるものは廃止してしまうということは考えられないので、その点については、やはり足りないからぜひ作ってほしいという要望はあるし、現実に必要だと思うんですが、そういうことをやるのかどうか。だから、今の話だと、やめてしまうことはないけど、新規事業そういうものじゃない、重点とされたものに中心につけていくということになれば、そうじゃないものは重点にはつかなくなって新規がなされない。ここが問題だと私はこの問題点をずっと申し上げているので、その辺も改めてそういうことで、それとももちろん下がってしまうものもあるけれども、下がるかどうかということについての歯止めがあるかどうかの問題もお伺いしたい。

事務局： ただいま申し上げましたとおり、例えば特別養護老人ホームにつきまして、確かに 36 頁のところでは のところに該当する事業だと思います。今日 37 頁の方に後ほど成果指標としてお示しする分があるわけでございますが、この成果指標の中では、特別養護老人ホームの整備という形でそれを一定の目標として、これは事業ではございませんので、あくまでも指標ですから、これでもって事業を担保するものではないかもしれませんが、特別養護老人ホームについてはもう少し増やしていく必要があるという意思表示もしておりますので、重点施策に選ばれなかったものについては、すべて何もやらないということではないということを改めてご理解をいただければと思っております。よろしくお願いいいたします。

○委員： わかりますよ、もっと増やしたいというのは、書いてあるから。書いてないものはどうなのかとか、なぜ書いてあるのかとか、そういうことも含めて、基準も含めて、これはやらないということではないということであるとするならば、ただ指標でどういうふうになるのかということになってくると思うんですが、その辺は次の議題になってくるだろうと思うが。

政策経営部長： ○委員さんのおっしゃることはわからないわけではないが、ただ一つ一つ今後 10 年間の事業総量を考えていくということになれば、財源の限界というのがおのずとあるわけですから、結局どれをやるか、どれをやらないかということをお示しを今ここで明確に示せと、そういうことを言われているような受けとめ方をせざるを得ない。ただ、来年のこと、再来年のこと、また今後の社会状況の

変化等もありますから、基本的な方向だけをこの基本計画の中で示す。毎年毎年の事業量等につきましては、この基本計画の下にまた改めて実施計画というものを策定する。その実施計画をローリングしながらこの基本計画を実現していくという、計画行政というのはそういう構成で進められておりますので、その実施計画をローリングするときどの事業を向こう4年間の中で取り上げていくか、そういうことを今後示していくわけです。また、その中でもさらに毎年毎年の予算編成というのがございます。その作業の中で全体の財源をどこに振り向けていくかという作業をこの基本計画の基本方針の中で行っていくこととございますので、現段階で一つ一つそういう方向性を示すことは、ほぼ不可能に近い作業を行うことになるかと思えます。

○委員： いろいろ伺いましたが、今説明していただいた、特に課長さんの説明、それから部長さんの説明を後で文書にさせていただきたいと思えます。よろしく願います。それで最後に一言だけ申し上げますが、やはり重点施策にしていく意味が何なのか、本当に成果指標に載せておくことがどの程度の意味を持つのか、やはりあいまいだと私は言わざるを得ないと思えます。

森田会長： 議論がなかなか進まないようですので少し整理させていただきますが、この重点施策につきましては、先ほど申し上げましたように財源が限りあるわけですから何かを優先せざるを得ない。それをどうするかということでいろいろな施策の中から一定の比率、この辺の基準については、また必要があれば金井委員の方から補足していただきたいと思います。その範囲で重点をどれにするかというのを小委員会でご審議いただいたわけとございます。

したがって、ある項目を小委員会の方でご選定いただきました重点施策を、これを外すとほかのを重点施策にすべきであるということになりますと、既に重点施策としたものを外さざるを得なくなるわけです。こちらよりもこちらを優先するという形になるわけとございまして、どちらを選ぶかということになるかと思えます。その場合には価値判断の問題になりますので、お話し合いによって合意が得られなければ、最終的には多数の意見のお持ちの方のほうを優先せざるを得ないということになるかと思えます。金井委員、補足いただけますか。

金井委員： ○委員さんに、大変鋭いご指摘をいただいたのは、二つあるものをくっつけてしまえば優先順位を見せなくてよいという、まさにマジックなわけですが、これは玉虫色の解決であって、しかし優先順位を見せていないように見えて、実は予算とか様々で実は優先をつけてしまっている。ある意味非常に透明性の低い選択の仕組みになるわけとあります。むしろ、この優先順位をつけるという発想は、確かにどこかではみんな優先順位をつけている。それは最終段階でやってみて、それを透明な形にまずする。それから、力とか、ごり押し

とか、後ろの方の圧力とか、声がでかいとか、そういうあまり望ましくない方向でつけるのではなくて、こういう議論の場で正々堂々と議論した上で優先順位をつけていくという透明性です。

それから二つ目は、むしろ行政責任と言った方がいいのですが、区側にこれを優先させるということは、そうでない区民から見れば、当然区に対して厳しく問責する非常に重要なポイントになるんです。ところが、全部くっつけてしまいますと、全部やっていますと言われると追求のしようがない。総合計画というのはある意味で行政がやりたいというものを示すときに、行政がやるという以上は責任を負う。当然やっていないじゃないか、あるいは優先と言ったのに優先してないじゃないかとか、非常に重要なアカウントビリティ、行政責任を問うために極めて重要な仕組みかなど。それをぎりぎりやらないとすれば、みんな大事ですよと言ってあげばいいのですが、実は隠れたところで優先順位をつけてしまうわけです。ところが、それを追求する側は、これを重要視してないじゃないかと追求した場合に、みんな重要視していますと言われて逃れられてしまうという意味では、むしろ全部まとめてしまうというのは執行部側にとって望ましい状態であって、私の観点からいくと計画論からいって大変望ましくないということで、むしろ優先順位をはっきりつけて、区はこういう姿勢だと。それについてはもちろん異論とか反論があって、責任追及というものが当然あり得るわけです。そういうものを優先的に選んだということに対しては、当然執行機関側は責任を負わなければいけない。なぜそれが重要なのかということについて説明責任、弁明責任を負うわけでありますが、当然議論も活性化していくという。あるいは責任があいまいにならないという意味では、非常に私としてはいろいろな意味で重要な意味を持っているのではないかなど。

一番よくないのは、優先順位をつけながら陰でござととか、声がでかいとか、何かわけのわからない理由で実は優先していて、こっちは勝手に削っていたということになるのだけはよろしくないのではないかなというのを、これは行政の質の問題としてあるのではないかと考えております。

森田会長： 議論が尽きないといいでしょうか、循環をし始めているような気がいたしますが、このあたりでこの問題につきましても決着をつけたいと思いますが、どういたしましょうか。場合によりましてはどちらを優先するかということでございますので、何かほかにご意見があればあれですが、そうでなければ小委員会のご意見をご承認いただくということでよろしいでしょうか。それとも採決を……。

○委員： 一つだけ別の問題を。今、重点施策の問題でいろいろやっているのですが、改めて、最初に言うこともできましたが、114 頁の重点施策の中に下線がついている部分があります。これは、説明はなかったように思います。72 頁に新規とい

うことで線が引いてある部分もあります。私が聞き逃したかもしれませんが、線は何でしょうか。

事務局： このアンダーラインの部分は、前回もこういった内容が出ておりまして、これについてはアンダーラインを取り忘れたということでございます。これについて小委員会の議論には残っておりませんで、これについては前回の審議会で承認された内容と理解しておりまして、アンダーラインの取り忘れでございまして、申しわけございません。いずれにしても、先ほど私がご説明したところ以外のアンダーラインは前回議論が済んでいるところでございますので、事務局のほうでアンダーラインを取り忘れていたということに理解していただきたい。

○委員： この間は全部読んで説明されたわけではないし、どこがどうということでもないのですが、やはりこの部分はより一層はっきり今の区の方角が随分出た重点施策になっていると思います。この間も言ったかもしれない、L R Tのことだけじゃなくて、東池袋四丁目第 1、第 2 地区の問題、あるいは南池袋の環状の問題なんかも再開発としてはかなり最近区は力を入れています、私はこういうところに本当に力を入れることが池袋副都心の再生になるとは思いません。

森田会長： ご意見はわかりましたが、これは前回もう既に出ていて承認されたということでございます。

○委員： 前は、確かに説明はあったかもしれませんが、相当私も集中して聞いてあったつもりではありますが、あれだけの資料を全部読んで、こういうふうになったのか。私自身はわからなかったところもありましたので、この間は、ぜひ早めに出していただきたいと申し上げて、今回は 2 日前に出たと認識しております。それで、私はこういう形でどんどんこっちが重点化されているというのは納得できない。L R T の問題とか、こういうことを重点にするのだったら、こちらのそういう重点のさせ方ではない方向でぜひお願いしたいということだけは、この間も申し上げましたので、繰り返しになるということですから改めてはっきり申し上げます。

森田会長： その点について確認させていただきますが、あの後、前回出した資料につきましてご意見がある場合には小委員会の方にお持ちいただくようにということは先ほど金井委員がおっしゃったわけでございまして、前回の委員会から 3 か月経ったわけですが、その間にはご意見は述べられなかったわけですね。

○委員： 私の方は、事務局を通しては申し上げてはいないということだけははっきりしています。

森田会長： わかりました。では、この件はよろしゅうございますね。

○委員： ただこの間も、こういうものを重点化するのは反対だということは申し上げ

た。

森田会長： それは、個人のご意見としては了解いたします。では、この２番目の議案につきましてもご了承いただいたことにいたします。

それでは引き続き、３番目の議題であります「成果指標」の選定について、そして四つ目が「新たな地域経営の方針」について、この問題についてご審議していただきたいと思います。いずれにいたしましても、今日初めてお諮りすることでかなり内容が多ございますので、今日は説明を伺ってそれについてご質問を伺うと。そして、その間にいろいろと事務局を通しまして小委員会の方にご意見をお寄せいただき、それをぜひやっていただきたいと思います。そして、次回は１１月１８日を予定しておりますので、その全体会において効率的な形で議論を進めさせていただきたいと考えております。

N委員： ちょっと運営についていいですか。これから新しい膨大な量の課題に入っていくわけですが、皆さん忙しい中出てきているのですから、やはり事前に自分の意見が、要するに気づいたらその場で全体会の前に小委員会なり、事務局にやって、平場で細かいことをやってもらったら、みんな忙しい中來ているのだから困る。運営を考えてください。この前も会長からも説明がありましたが、３か月経っていて、それをこの場でまた言うなんて恥ずかしいことをやめてもらいたい。もしそういう意見があるなら途中で小委員会なり、事務局を呼んで、課長に言って、これをぜひ小委員会にやってくださいよと。それで、小委員会の皆さんの議論を深めるようにしていただければ常識的だと思います。

だから、今からやる説明についてもポイントだけで結構ですので、後日時間をかけてじっくり理事者を呼んで僕の場合は内容を確認して、その上で課題があったら小委員会の方でまたやってくださいということになりますので、説明は手短かにいただいてポイントだけなさってやっていただかないと、９時、９時半に終わられたら大変なことです。その辺よろしくお願いします。

森田会長： 今の件については、もう発言はしないでください。それでは事務局、今のご指示にしたがって簡潔にお願いいたします。

事務局： <資料（４頁、.27頁、.37頁）に基づき説明>

森田会長： これは全部おやりになると相当時間がかかると思いますし、多分聞いてらっしゃる方もさっと見るだけで頭には残らないかと思っておりますので、幾つか重点的なサンプルだけをお示しになって、先ほどN委員からご発言がございましたように、あとは持ち帰ってご検討いただくということにしたらいかがでしょうか。

事務局： <資料（４９頁、５６頁、６０頁）、参考資料「成果指標一覧」に基づき説明>

森田会長： どうもありがとうございました。今の指標ですが、具体的な内容をご説明ございましたが、全体の主要な考え方等につきまして金井委員の方から補足的にご説明ございますでしょうか。

金井委員： これは今、事務局からご説明がありましたように、いろいろな指標を見ながら選んだものです。しかしもっとよりよい指標があればぜひお願いしたいということと、それから今、事務局が説明しましたように注意書き、これが全部代表する、仕切るものではない。あるいは、個々の事業と必ずしも対応しているわけではない。使い方については今後、行政評価であるとか、毎年度の議会審議等いろいろな場でややご注意が必要な仕組みということで、指標をつくることの基本的な考え方についてのご了承がないと、とんでもないところに行ってしまう、数字のひとり歩きということがあり得るので、そこだけまずは合意ができて、その上で具体的にどういう指標がいいのかという議論です。数字も含めてであります、どういう段取りで進んでいけばいいかと思っております。

森田会長： ありがとうございます。ちょっと1点確認させていただきますが、これは具体的な数字が入っておりますが、ある意味で計画の本体に入れてしまうということですか、留保条件つきで。

金井委員： この数字自体まだ動いているということで、それはともかくとして、少なくともこういう形で数字を載せるのであれば数字は計画に入る。それから、この矢印で示すという場合であれば矢印という形になる。その是非も含めていろいろあるかと思いますが、少なくともそういうことは考えているということでもあります。

森田会長： ありがとうございます。それでは個々の指標につきましては、先ほどのN委員のご発言もございましたが、ここで議論しておりますとなかなか時間も限られていますので議論に終わらなくなるかもしれませんので、この指標の位置づけ、取り扱い等について、そしてあるいは今後この指標の設定について小委員会の方でさらにご検討いただく。そういった内容について何かご意見、ご発言がございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

数値目標を設定して計画を実施するというのは、計画の実現を担保する上で大変重要な仕事ではございますが、なかなか今、金井委員の方からもお話ございましたように、数字がひとり歩きしてしまいますと、とにかく数字だけ達成をするという形で、かえってゆがんだ形での施策の実施が行われるということがないわけではございません。もちろん計画そのものはローリングシステムといたしまして、状況の変化に応じて見直すことが必要でございますが、これも計画を見直すということになりますと、策定手続きと同じような形でもう一度きちんと審議をしなければならぬということになるものですから、その辺の数字の位置づけもどのように考えるか。きちんとした計画本体として位置づける場合には、本当に精選をしたものにする必要もあろうかと思っております。いかがでございましょうか。

金井委員： もう1点、指標を入れた場合もう一つ、行政評価制度というのが別途動いて

おりますので、評価自体をするのは行政評価の方で行われるので、数字そのものが評価になるわけではないというのは豊島区の制度上はそうなっておりますので、それについては混乱はないかと思う。総合計画と行政評価をどういうふうに接合させていくのかということは、まだ十分煮詰まっていない。それ自体は今後考えていくこともあり得るかと思っております。

森田会長： 今のご発言も含めましていかがでございましょうか。

○委員： 今まで全然触れてこなかったのですが、「5-5 身近な安心と安全の確保」というところは治安対策が重点施策になり、地域の安全活動に取り組むという。「地域住民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、地域の安全活動に取り組む」こういう方向は出されているのですが、それで成果指標が防犯パトロール団体数となっているけれども、自主的な防犯パトロールを作るというのは、皆さんの中でやるのは絶対だめだということでもないけれども、これは成果指標の位置づけとして、130 団体とか 160 団体、130 という大体町会が 131 かなんかだから全町会一つ一つみたいな方向があるのかなとかいろいろ思う。しかしながら、なかなか大変なことでもありますし、今皆さん一生懸命やっておられますが、私はちょっと危ないというか、自主的なパトロールということで……。

森田会長： 先ほど言いましたように、今日は個別なことはご審議をしないで次回に回していただきたいと思います。それについてのご意見は事務局を通してご提出してください。

○委員： そうすると、例えば防犯パトロール団体数というふうの一つ選んできた、例えば、これでいけばどういうことを考えて言ったのかというところを改めてお伺いします。

森田会長： これもまたまとめていきますと、この資料は何でという議論になってしまうと思いますので、これは次回にさせていただきますでしょうか。

したがって、私の方から僭越ですが申し上げたいのは、この指標を設けること自体必要であるかどうかという。必要であるご判断されたのが小委員会のご意見ですが、そうなのかということと、普通の計画目標の場合には指標を全く掲げませんと、どれくらい達成したのか、成果というものの努力目標が何も出てこないということになりますと、今の金井委員のお話ではございませんが、事後的な評価も大変心的なものになりがちである。その意味でいいますと、できる限り数値でもって事前に指標を設定していくというのが望ましいと思います。ただ、具体的に計画に書き込む指標として何が望ましいのかというのはなかなか難しいことではございまして、したがって金井委員もちょっと触れられましたが、この点についてご議論するとしますと、この指標は非常にミスリーディングなので削除すべきであるとか、あるいはこれに代わってこう

いう指標の方が望ましいのではないのか。何回も説明の中で出てまいりましたが、なかなか指標の設定というのは難しいわけですが、その中で知恵を絞って一番計画の成果を表すのがふさわしいものとして小委員会が選ばれたのがこのリストだと思いますので、それを踏まえた上でご議論いただければと思います。

M委員： 成果指標の考え方につきましては、金井委員長からもお話がありましたし、4頁の説明を見ても理解するところです。ただ、今会長さんがおっしゃったように、具体的な指標につきましてはこれから検討して、次の議会の審議の中で、また審議の途中でも事務局の方に意見を申し述べて、よりきちんとした形の実効性ある指標にしていきたいと勉強していきたいと思いますので、今日のところはこれでよろしいのではないのでしょうか。

森田会長： というご意見でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

O委員： 質問だけ。そうすると、成果指標になっているものというのは、まず考え方としてここに計画事業とか計画以外の事業とか挙げられていますよね。当然ですが、この中から選んできたということは間違いのないということですか。

事務局： 計画事業は成果というよりは、その成果に行くための手段でありますので、ここではなるべく手段を尽くした後の成果の状態を選ぶということでありますので、計画事業とはリンクしておりません。

O委員： 聞きたかったのは、さっき言ったように、例えば治安であれば泥棒が入ったとかそういうことの方が、簡単にいえばそういうことなのに、手段の方がなっているものもあるでしょ。だから、どういう考え方でこちらになっているのかという、その辺のところの考え方を教えていただきたい。

森田会長： そこは先ほど説明がありましたように、厚い方の4頁で ですが「設定する指標は、結果として生じる状態を示す『成果指標』を設定することを原則とします。ただし、『成果指標』としての設定が困難な場合には、活動そのものを示す『活動指標』として設定します」そういうことです。

O委員： そうすると、それがいわゆる活動指標なのか、結果指標なのか、それは自分で判断して、これは活動だなとか、結果だなと、こういうふうに見ることになるわけですか。

事務局： それぞれ一つ一つ、これは成果指標である、また活動指標であるということは明確になっているものもあります。ただ、よく見ていきますと、その中間的なものもありまして、先ほどご指摘のこの防犯活動のグループ数については、例えばいろいろな努力をしてそういうグループが増えていくと考えれば成果指標でありますし、そのグループを作ること自体が区の施策であれば活動指標となります。ただ、これは区が強制的につくることができるものではありませんから、これは成果指標の意見かなと思っております。

- 委員： そういう考え方を伺いたかったということです。とりあえずはわかりました。
- 森田会長： それではまた時間も、できれば8時半までに終わらせたいと思っておりますので、その点につきましてはまた事務局、その他を通してご意見をお述べいただきたいと思えます。
- それでは引き続きまして、4番目の議題でございます「新たな地域経営の方針」についての説明を金井委員、お願いいたします。
- 金井委員： これも非常に長いので、簡潔に事務局の方からご説明ください。
- 事務局： <資料(6頁~24頁)に基づき説明>
- 森田会長： ありがとうございます。内容についてはかなり重要なことですので、次回に改めてご審議いただきたいと思います。最初の「新たな地域経営の方針」について従来のパターンから今回かなり拡充されたように思いますが、その必要性というか、その辺理由についてどういう認識をお持ちだったのか、金井委員長の方からご説明いただけますか。
- 金井委員： まず小委員会にとって一番重要なのは、施策の重点化という問題についてまず大まかな方針が基本計画にないと、その整合性で具体的な施策の重点化作業をしていくということがまず一つ。この3のところが一番重要なポイント、少なくとも小委員会の任務としては一番重要なことではございました。
- それ以外に全体を通じるものでございますが、例えば行革の方針であるとか、あるいは全体を通じる仕組みとして横断的なものについてはやはり個別の事業がぶら下がっているわけではないのですが、個々の優先順位とか、今後のことを考える上では基本的な方針を示しておくことが重要なのではないかとということでございます。
- この4については、むしろこれは区側から出てきたという、恐らく予算に占める比重が大きいということから出てきたということだろうと思えますが、バランスからいうと大方針にしては、ちまちました内容だということもできますが、中身的には区にとって極めてでかいことでありますから、恐らく大きなレベルで出ていくということだろうかと考えております。
- ただ、小委員会で十分まだ議論している時間がなかったということからでございますので、必ずしも煮詰まっていないうことではございます。非常に重要なのは今後スケジュールのことがあると思うが、やはり事前に形になるような形で修正意見をいただかないと、つまりここはどうですかとか質問とか、あるいはこういうふうにした方がいいと漠然として出されると、じゃあ、どうしたらいいのかということがよくわからなくなってしまうので、ここはこう変えた方がいいということになるべく早めの段階で出していただけるといろいろ対応のしようもある。その方がよりよいものができていくのではないかなと思えます。時間が限られていて非常に大変だとは思いますが、そういうふうにはしないとい

いものに仕上がっていかないかと思います。

森田会長： ありがとうございます。今の点も含めまして、内容につきましては、次回にご議論いただきたいと思いますが、それ以外に一般的なことについて何かご質問、ご意見ありますか。

〇委員： 2点あります。一つは、小委員会に何を私たちが委託をしたのかということで、重点化の問題は委託をした記憶があるのですが、その後の共通課題の問題で、これも議論をしてくださいと、もしかしたら私の記憶違いかもしれませんが、そういう記憶がない。だから、私は事務局の方から説明があるのかなと思っていたのですが、その点については、いつ、どこで、どういう形でそうだったのか教えていただけますか。

金井委員： これは確かに〇委員さんがおっしゃるように、まず優先順位、ウェイトをつけていく作業をせよということが小委員会の任務でありまして、その重点施策であるとか、まず個別の既存事業について3種類区分するという作業から始めまして、施策の方向についての重点方向を決めていくという作業をしてまいりました。その上でこういうふうに優先順位をどんどんつけていくという、上のレベルで優先順位をするという方針がないとウェイトづけというのは非常にしにくい。現実には基本構想まで行ってしまうのですが、やはりその中間あたりでもうちょっとこういうウェイトづけをして、基本構想のレベル、それから施策のレベルでは一方あるのですが、もう一つ別の切り口での優先順位づけをするための一定の方針みたいなものがあつた方がよろしいのではないかという感触を得て、事務局からも、なるほど、そういうものがあつた方がいいのではないかとということで少し原案的なものをお示しいただいたということでありまして。

したがいまして、これについてはむしろ小委員会からこういうふうに随分もんで出したというよりは、事前にこんなものも議論しています、こんなものもつくつた方がよさそうですね、あつた方がいいのではないかという形で、今日お示ししているところでありまして、小委員会として十分もんで出した、それからもちろん全体会からこういうことをやりなさいと言われてやったというよりは優先順位をつけていく作業をしていくうちに、こういうことも必要なのではないかとことを全体会に方に発意といいますか、こういうものを提案してみたいと至つたという次第でございます。

〇委員： それで、一つは19回の新たな基本計画の策定方針についてというふうに私の資料があるのですが、19回るときはまず簡単に説明があつて、3つだった。「地域の多様な主体との協働に関する方針」「公共施設の再構築・活用に関する方針」「施策の重点化に関する方針」、そうじゃなかったですか。

事務局： その際には確かに3つでございました。今回、4つになっておりますのは、3番目の重点化に関する方針ということでありまして、この点は小委員会が取り

組んできたところございまして、そういった議論を一般原則としてここに定めておくことが小委員会の議論を明確にしておく必要であるということでございまして、それを追加したものでございます。

○委員： 私の資料が間違った資料かもしれませんが、「2. 新たな行財政改革に関する方針」が改めて入ったんじゃないかと思うが、違いますか。

事務局： 大変失礼しました。確かに「2. 新たな行財政改革に関する方針」というところが新たにつけ加わったということです。大変申し訳ございません。この2番につきましては、今後重点化の方針を議論する際に施策の重点化とともに、どんな形で行政システム自体も改善していくかと。施策の重点化とともに行政システムそのものの方針も一緒にセットになっておりませんとということで事務局の方からあえてお願いいたしまして、ご議論のそじょうに載せていただいたものでございます。

○委員： それは流れからいえば、本来だったら私たちが議論していたところで、【参考】の「すべての体系に共通する指針」のいってみれば「新たな区政運営システムの確立」の中の一定の部分だろうと思っているんだけど、そういう流れの中で一つ申し上げたいのは、2の部分でここが一番、重点化に結果的には反映してくる部分だと思うが、ここの問題を改めて、本当だったらさっきの話の流れだったら、そこのところをきちんと方針を決めて、それがここにこうやって重点化になっているという話に流れてこないと、私たちとしてはわかりにくい。今お話になった、重点化をやるにあたってここが大事なんですよという話だから、そういう説明になって、最後にこういうふうの説明されると、何なんだろうと思うのが一つ。

それから、はっきりいってそのときにはここまでこんなに「スリムで変化に強い行政経営」とか、「持続可能な財政構造」とか、一定部分はあったかもしれないけど、改めてこの部分がすごく強く反映した重点化だということがはっきりしてきたと思うんです。それはそうなんじゃないですか。

事務局： 6頁のところ再度ごらんいただきたいと思うんですが、6頁の新旧対照表のところ【旧】のところに「2. 新たな区政運営システムの確立」というものがございまして、大きく二つに分かれています。「参加・協働型地域経営の推進」と「行財政運営基盤の強化」。この「(1) 参加・協働型地域経営の推進」を上を持っていったものですから、その項目自体が「(2) 行財政運営基盤の強化」が残ったわけです。その部分が(2)のタイトルが昇格いたしまして大きなタイトルになっておりますが、そういった流れの中ではこれまでの「すべての体系に共通する指針」を引き継いでいる部分でございますので、どこまで内容が詳細に書かれるかということはあるかもしれませんが、この重点の行政経営の推進と行財政改革の推進、ここをもう少し明確化したという基軸でご理

解いただければと思っております。

○委員： 意見はまた言うけど、そういう形になっているということだけははっきりしたのかなというのが一つ。

それからもう一つは、改めて「1. 地域の多様な主体との協働に関する方針」の中で「新たな公共の必要性」というのが出ているのですが、これはあまり議論というか、前の基本計画や基本方針の中であまり出てこなかったことなので、これは問題じゃないかと私は言った記憶があるのですが、そのかぎ括弧付きの「新たな公共」という部分について説明をお願いしたいと思います。

森田会長： 今のは内容にかかわることですので、できれば次回にさせていただきたいと思えます。

では、大分時間も過ぎてしまいました。よろしゅうございますでしょうか。次回送りということにした部分が多うございますが、次回はぜひ効率的、集中的にご審議いただきたいと思います。

次回の審議について一言だけ、私の要望を述べさせていただきますと、先ほどの成果指標につきましてはかなりテクニカルな問題が多うございますし、これにつきましては一つ一つこの場で議論しておりますと大変時間も要するかと思えますので、できるだけそれは事前にご意見を出していただきまして、小委員会でそれを踏まえた上でご検討いただくということにさせていただければと思えます。むしろ今の「新たな地域経営の方針」について、これはある意味で重要なことですので、そちらの方にある程度重点を置いた形でご審議いただければと思えます。

それでは最後の議題になりますが、議事の5番目の今後の審議会の運営につきまして事務局からご説明お願いいたします。

事務局： <資料に基づき説明>

森田会長： 今のご発言で確認させていただきますが、「新規重要事業」と「としま戦略プラン」というのは、今回初めて構成要素として登場したということでございますか。

事務局： この二つを、この資料で申し上げますと3頁のところがございますが、これまでのそういったことを予定するということでご案内をしまいたところでございます。3頁のチャート図の中をごらんいただきますと、まず「新規重要事業」でございますが、分野別計画の中の の計画事業、冒頭に申し上げましたが既存重要事業と並んで、新規についても事業を選ぶと。その中で公共施設再構築についても考えたいとご案内してまいりました。それから「としま戦略プラン」につきましても、下のところがございますが、基本計画にできれば入りたいという方向でご案内しているところでございます。

森田会長： ありがとうございます。まずスケジュールの方ですが、この経緯、今まで

の審議のスピードに比べますと、重要事項を非常に短い審議でもって結論を出していただくということになっておりますが、これは6月のときに区長がおいでになりまして、ぜひ2月ぐらいまでに結論を出していただきたいと。いろいろな事情で1年近く遅れたわけでございますので、そういうご要望があったということで、諮問をされた区長の側の要望でございますので、可能な限り尊重したいということでございます。

本来ならば、現在の予定でいいますと一番左側でいいますと22回に素案のまとめということでございますが、今の審議の状況でいいますと、それが難しいということでございますので、もう1回12月に増やすということを事務局の方でご提案されたわけでございます。ただ、12月に増やすのは構わないわけですが、最終的な答申につきましては答申を先に出してしまって、後で区長の方でパブリックコメントにかけていただくというやり方をするか、あるいはパブリックコメントを受けて、それをさらに反映させた形で最終的な答申を出すというふうにするか、どちらにするかということが変更案の1、2という形でご提案があったわけでございます。これについてはいかがいたしましょうか。

私の個人的な考えは、時間の節約というわけではございませんが、述べさせていただきますと、やはり最終的にこの審議会で出した答申に従って計画がつけられることが望ましいといたしますと、パブリックコメントをして区民の方のご意見も反映させた上で最終的に確定する方がこの答申の権威の点から申し上げても望ましいのではないかと考えています。そうでありませんと、パブリックコメントの結果、我々の答申が最終的にまた区長の段階で変わってしまうということになる。それはいたし方ないこともあり得るかと思いますが、できることならばこちらの方で最終的なものをまとめるというのが筋ではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。その点は、ただスケジュール的には苦しくなるかもしれませんが、事務局は何かご意見ございますか。

事務局： 変更案1、2とも両方とも非常に苦しいスケジュールではあるのですが、この後の新規重要事業の取り扱いとも関連してくると思いますので、それを変更してご審議いただきましてスケジュールについてもご案内いたします。

森田会長： わかりました。時間が押しておりますので、この「新規重要事業」と「としま戦略プラン」について、これも事務局の方から事前に私の方にご相談がございまして、そして私の個人的な見解ですが、こうした方がいいのではないかと、いうことをまず最初に述べさせていただきます、それからご意見を承ろうと思っております。

私自身といたしましては、新規重要事業をどうするかということは公共施設も含めて大変重要な課題でございます。計画という観点から見ますと、どういう施設をつくるかということは大変重要な要素になることではございますが、

この部分に関して申し上げますと、財政的な事情によって相当大きな影響を受けるところでございます。したがって、将来の財政の見通しが必ずしも明確ではない。そして、なおかつ、この審議会のスケジュールからいっても十分にそれを見越した上で将来的な長期の答申にかかわるものについてこの場で結論を出すことはかなり難しいのではないかと考えておまして、個人的な見解といたしましては、この新規重要事業につきましては、計画の中に入れず、むしろそれは計画のどこかに入っているといいですか、何らかの形で触れられていると思いますが、具体的な新規重要事業をどうするか、あるいは公共施設の再構築に関しましては、むしろ区の区長と議会のご判断に委ねて、財政状況その他区政の運営を見ながらやっていただく方がいいのではないかと判断しております。これは、ここで重い責任を持って審議をするということがかなり私にとりましても大きな負担でございますし、それだけの責任を負うだけの自由な時間がとれないのではないかと考えております。

同様なことは、としま戦略プランについても言えることでございまして、このとしま戦略プランにつきましては、私もまだ全体像については目にしておりません。いろいろと断片的にお話を伺っていますが、全体像について見ておりません。これも本来ならば基本計画の中に取り込んで位置づけることが望ましいとは思いますが、これにつきましても現実の問題といたしましてまだ中身が必ずしも皆さんもご存じないのではないかと考えておりますが、そうしたものについてこの計画の中に飛び込んで位置づけていくと。それはそれで慎重に審議をして、そういう位置づけということも可能かと思いますが、それだけの時間的いろいろな意味での事務局の体制も含めまして余裕があるのかどうか。これを入れたことに伴う将来的な責任の重さを考えたときに相当大きな負担になるのではないかと考えております。本来ならば望ましいけれども、諸般の事情でもって今回はそれをしないという考え方になろうかとも思います。それ自体の是非も含めましてご意見を承ろうと思っております。

これは今も申し上げましたように、ここの部分まで入れるということになりますと、最終的なスケジュールといたしまして答申を出すのが相当遅くなりますから、場合によりましてはもう1回とか2回とか開催しなければ十分な審議ができないということも考えられるかと思っております。いかがでございでしょうか。

Ｌ委員： 今の会長のおっしゃった負担責任は当然のこととして、さらに加えて審議会の役割というのを考えると、まさに先ほど「4. 公共施設の再構築・活用に関する方針」の中を読ませていただいても、小学校は学校等の必要性云々かんぬん、また豊島公会堂の老朽化をどうするかとか、まさにものすごく大きな意趣を抱えているような事柄が入っておりますので、これはむしろ審議会の性格といいですか、審議会の能力といたら恐縮ですが、限界を超えるような事柄な

のかなという意味も込めて、会長のおっしゃるようにこの審議会の審議の対象の外に置いた方が私はいいと思っております。

森田会長： ほかにいかがでございましょうか。

○委員： 今のお話だと、方針だけはここではこういう方針でやるという方向は基本計画に入れていくと。

森田会長： それは、先ほどの「地域経営の基本方針」の部分でございましょうか。

○委員： 公共施設の再構築が入っていますよね。

森田会長： 先ほどの基本方針のところですね。

○委員： 公共施設の再構築に関する方針がここに入って、これはこれでここで答申を出して、あと細かいところのそういうものは計画の外にするというお話なのかどうかですね。

事務局： この新規重要事業につきまして、施設再構築も含めて、会長のお話は、この審議の対象にするかどうか、つまり答申に含めるかどうかということだと理解しております。したがって、最終的に区長が作成いたします基本計画の中にはこの新規重要事業、また施設の再構築につきましても一定の内容を盛り込んだ上で区長の責任で策定をしていくという考え方で理解をいただければと思っております。

○委員： つまり、「新たな地域経営の方針」の中で「4. 公共施設の再構築・活用に関する方針」というのは、私はあまり意見はこの問題に、19回のときにも言わないで来たのですが、これはこれまでだったら区の方針では、これを計画の中に入れていくということで入ってきたとは思いますが、この審議会の役割として地域計画の方針の部分では、ここについてはまた改めて議論はするけれども、もう少し細かいものを本来は入れるんですよ、基本計画に。区としては入れたいんだけど、審議会の外にそれは出しましょうと。

それからもう一つは、この間ずっといろいろやってきて、施策の重点化に関する方針は、私は何だかよくわからない、あいまいだなと思ながらも言ってお出したけれども、じゃあ、実際にどれを重点化施策にするかということについては基本計画には書くけれども、ここの審議会じゃないところで区の方でやりますよという。

事務局： そのとおりでございます。

森田会長： 区の方で慎重に我々の計画の答申を踏まえた上で、具体的にご吟味いただきたい。ここで具体的な内容に踏み込んで審議するだけの、先ほど能力とおっしゃいましたが、広い意味で十分な能力と時間的な余裕がないのではないかとということです。ただ、申し上げておきますと、地域経営の基本方針についてそれをあの部分も含めてどう書くかということについては、まだ次回以降審議することになるのでございますので。

○委員： 一応、疑問だけは出しておきますが、実際具体的にこの方針でどうなるかということと密接不可分なわけです。例えば、資産活用の基本的考え方では売却を進めていきますとなっているわけですよね。でも、実際にはわかりやすいのは、自分の家の隣の小さな公園でも大変便利だから使っているわけですが、それが売られちゃうということが書かれてしまうと困るわけですが、簡単にいえば、そういうことも含めて、だったら売らないようにしましょうという話になっていく部分があるので、逆に、例えば積極的に売りましょうということで方針が出てしまえばノーと言えなくなってしまうのではないかと思って、それが心配です。そういうことでいいのかどうかというのが一つ心配です。それが一つ疑問として、そういうやり方だとどうかということが心配だということ。もう一つ実はありまして、スケジュールについてもお伺いします。スケジュールということで12月にもう1回やるという案で、パブリックコメントを経て答申を出そうじゃないかという部分については審議会の独自性といえばそういう方向の方がいいんだけど、そうなったときに私たちが決めたり、皆さんから聞いた部分がそこがうまく、さっきの新規事業の部分にすつとうまくいくのかどうかという日程的な不安です。というのは、パブリックコメントというのは実際には区民から意見は出ますが、区はこう考えています。こういう話で現実には終わってしまうことが多いわけですが、そうすると、このやり方だと今区が考えていることで、これでいいですよということになるんだけど、この3月に策定するときに答申が出た後、わずか1か月あまりでそういうことをきちんと入れたものが出るのかという疑問が出てくるんです。

事務局： ただいまの新規重要事業再構築の関係を踏まえて考えますと、変更案1の場合のパブリックコメントの中には、そういった新規重要事業ですとか、施設再構築の内容が区長として盛り込んだ形でパブリックコメントがなされるという形になろうと思います。また、変更案2の場合には審議の対象ではございませんので、パブリックコメントの中にはそういった具体的なことは出てこないという形になると思います。

○委員： 今日出されたので、私もさてどっちがいいのかということ、それでいいですよというのがわかりにくいのですが、実際には、私は、本当はずっと言っているのですが、基本計画ができたらどうなるのかというのが一番区民にとっては関心があるわけです。こういう方針でやりましょうといったけど、実際には中身がきちんとされなければ基本計画と言えないのではないかと私は思います。

それからパブリックコメントも含めてですが、意見の徴集の部分では先ほどここで言うのは適当かどうかという部分が……。N委員から、小委員会に意見を出さなかったのだからだめなんだという話がありましたが、私は議員でもありますので、一般質問の部分で先ほどの特養ホームの問題とか、住宅の問題と

か、開発の問題は指摘をさせていただいたつもりです。それが事務局の方から小委員会のほうに出されていないことは大変残念なので、それは事務局に言うことですし、そういう意味では小委員会の責任だと思わないので、こちらに対しては申し訳ないという気持ちでいるけど、議会の中でお互い質問を聞いていて、そういうことをきちんとわかっている人にそういうふうに、今さらなんだと言われるのは大変心外であります。そのことも含めていろいろな形で意見徴集が行われてしかるべきだと思いますし、その点では私は一言だけそのことだけ申し上げておきます。

そういう意味では、実際にそれでどうなるかということが私は一番重要だと思いますので、その点では審議をきちんとすべきではないかという、基本的には審議をきちんとしていくべきではないかという立場として大変重い責任はあるかと思えます。

森田会長： その点だけ一言だけ申し上げておきますと、実際には具体的に何をどうするかということを計画に書き込むというのは今までの計画のあり方だったと思いますし、それが理想的な計画かもしれません。しかし、昨年お話をございましたように、現在の財政状況でそういうことを書いたとしても本当に実現できるかといったら、まず無理だと。この前、昨年出た時点でいいますと、財政事情から考えるとほとんどのものが何もできないと。そういう形で財政当局から問題提起をされたわけでございます。

そこで、私も個別的には言いましたが、それでは何のために計画をつくるかわからない。せめて何を優先するか、確実にできるか、そして財政状況が好転した場合にはこれはやっていくということをきちんと明示するのが計画ではないかと。そうした形でメリハリをつけるということで優先順位をつける、重点化をするということでやってきたわけでございます。

したがって、現状において具体的に何ができるかということにつきましては、財政の裏づけが確実にない以上は、ここで責任を持って書ききれないというのが本当のところだと思います。したがって、可能な限りそれに近づけるような形でどうやって答申を出すかということが、今まで小委員会にご苦労いただいていたところだと思います。その辺はご理解いただきたいと思えます。したがって、そこから先、具体的にどうするかということにつきましては毎年度毎年度の予算編成その他におきまして、区長、議会でもってご審議されることだと思います。そのご審議される際に、あくまでもこの計画に基づいて、計画の理念を反映しながら計画の枠の中で個別的な施策をぜひ実施していただきたいと思います、そういう趣旨でございます。

事務局： 変更案 1、2 のスケジュールの関係でございますが、もし新規重要事業を審議会の審議の外に置くということでございましたら、ぜひ案 1 の方でお願いを

したいと思っ

森田会長： というご意見ですが、それでいいですか。私は個人的にはそうした場合には答申に反する形での作成がなされたとき、あるいはパブリックコメントが無視をされるという可能性もないわけじゃないという点を若干危惧するのですが、よろしゅうございますでしょうか。具体的な施策、何をパブリックコメントにかけるかということにもよりますが。

金井委員： 確かにどういう新規事業をどこの段階で入れ込むのかということが一番問題になるのだろうと思うんですが、通常はこういう審議会を挟んだ中でパブリックコメントを行う場合には審議会の段階でパブリックコメントをするというのが、これはむしろ普通の作法になっていますので、例えば審議会

ただ、パブリックコメントに新規事業をかけたいと、どうしてもこれは新規事業をかけたい。といいますのは、変更案2ですと、パブリックコメントには新規事業がかからないということになりますから、これは全く行政側が勝手にはと言いますが、答申を受けてつくるということになるわけであり

事務局： ただいまの変更案1の場合でございますが、確かにパブリックコメントを本

検討の途中ということになるかもしれませんが、この基本計画に最終的に入れていきたいと考えている新規重要事業の内容についてご報告をするということは可能だと思っています。

N委員： それはもう別問題でしょう。来年度の予算と、この審議会とごちゃごちゃになってしまう。審議会は審議会のそういう段取りを組んだらどうなのか。単年度の予算のために、この審議の中で平成 14 年からずっとやってきたそれを変わってほしいというのをおかしい。

政策経営部長： 今、企画課長が申し上げましたのは、この基本計画の初年度を 18 年度スタートというふうに位置づけていきたいという思いがありますので、18 年度予算の編成作業が 1 月下旬ぐらいには大体終わりますので、そうするとそこに書いてある内容と基本計画は別ものになってしまうということをおそろしく危惧したところです。できれば 1 年スタートが遅れていますので、そういうことで 18 年度スタートということであれば、新年度の予算を基本計画のある程度意思を受けてという形で事業を組み立てていきたいということで、1 月の中旬のご答申を踏まえて区として具体的な事業を出したいという趣旨でございます。それは審議会の方でいろいろご議論をいただくこととさせていただきますので、そういったご方針には我々としては従って対応させていただきたいと思っております。

森田会長： これについてもご議論いただきたいところですが、予定の時間を相当オーバーしておりますので、これも次回決めてはまずいでしょうか。

事務局： これは次回お決めいただいてもいい内容だと思っております。

森田会長： これにつきましても少し事務局ともまたご相談させていただきますし、いい解決方法があればそれを探っていきたいと思っておりますが、本日のところはご意見も承ったということで締めさせていただきますので、よろしゅうございますでしょうか。

では、長時間に及びご審議いただきましたが、何か最後ご発言ございますか。

金井委員： 次回、ここにありますように 11 月 11 日に小委員会がございまして、小委員会で議論するためにはそれ以前に指標とかについて出していただかないと反映できないので、非常に時間が限られて申し訳ないが、11 日より前に出していただかないと。しかも、なるべく文書で出していただきたい。こういうふうに変えてほしいと出していただかないと、どうしたらいいのかともう 1 回考えないといけないので、11 日より前にこういうふうに変えたいというご提案を紙でいただけると、なるほど、それならそうしましょうということで審議がスムーズにできますので、ぜひそこはご協力お願いできればと思っております。

森田会長： ご協力お願いいたします。口答で小委員会が対応できない場合には必ずしも反映されないかもしれませんが、ちょっとこれは言い過ぎかもしれませんが、その可能性もあるのでご協力お願いいたします。

それでは、本当に長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございます。これをもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。

閉会

会議の結果	<p>議事</p> <p>(1)「施策の方向」の修正(小委員会報告)について、了承する。</p> <p>(2)「重点施策」の選定(小委員会報告)について、了承する。</p> <p>(3)「成果指標」の選定(小委員会報告)について、引き続き計画事業選定小委員会での検討を踏まえ、全体会で審議する。</p> <p>(4)「新たな地域経営の方針」(小委員会報告)について、引き続き計画事業選定小委員会での検討を踏まえ、全体会で審議する。</p> <p>(5)今後の審議会運営について、全体会で審議する。</p> <p>・開催日程 次回、平成 17 年 11 月 18 日。</p>
提出された資料等	<p>【配付資料】</p> <p>新たな地域経営の方針</p> <p>正誤表</p> <p>《参考》成果指標一覧</p> <p>これまでの主な協働事業の事例</p> <p>・席次表</p>